

【第 1 号議案】

日本司法福祉学会 2019 年度活動報告

- 2019 年 8 月 23 日
第 1 回理事会（鈴鹿医療科学大学）
- 2019 年 8 月 24 日・25 日
日本司法福祉学会第 20 回全国大会（鈴鹿科学技術大学）
- 2019 年 11 月 8 日
『司法福祉学研究』第 19 号刊行
- 2020 年 2 月 9 日
第 2 回理事会（立正大学品川キャンパス）
- 2020 年 2 月 9 日
司法福祉研究集会（立正大学品川キャンパス）

日本司法福祉学会2019年度決算報告書

(2019年4月1日～2020年3月31日)

(円)

	科 目	予 算	決 算	
収入の部	2018年度より繰越金		2,545,622	2,545,622
	会費	2019年度会費	2,314,000	2,279,000
		過年度会費	100,000	304,000
		入会金	30,000	24,000
		合計	2,444,000	2,607,000
	その他(利息等)		200	0
	合計		4,989,822	5,152,622
支出の部	事務局費	通信費	50,000	39,715
		管理労務費	30,000	0
		事務委託費(国際文献社)	900,000	827,729
		HP管理費(リトルグリーブ)	96,000	101,674
		会計監査費	50,000	36,940
		合計	1,126,000	1,006,058
	会議費	理事会費	300,000	170,682
		その他会議費	50,000	11,550
		合計	350,000	182,232
	全国大会費	実行委員会補助費	300,000	300,000
	編集委員会	編集委員会費	40,000	11,080
		生活書院編集委託費	650,000	660,000
		編集通信費	100,000	17,420
		その他	10,000	3,900
		合計	800,000	692,400
	国際委員会	海外学会参加補助	100,000	0
	総務委員会		100,000	12,340
	諸会費		100,000	40,000
	予備費		2,113,822	60,000
	合計		4,989,822	2,293,030

2020年3月31日正味財産合計2,859,592円

補足説明)


「支出の部・予備費」の内訳について

	(円)
研修会 講師謝金 3名分	60,000
合計	60,000

適正な会計処理がなされていることを認めます。

2020年 9月 7日

会計監査 相澤 ひと 

会計監査 齋藤 知子 

2020年3月31日現在の財産状況（日本司法福祉学会）

1. ゆうちよ銀行振替口座残高 3,340,192円

合計 3,340,192円

貸借対照表

2020年 3月31日現在

(単位:円)

日本司法福祉学会

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	3,340,192	3,099,862	240,330
流動資産合計	3,340,192	3,099,862	240,330
資産合計	3,340,192	3,099,862	240,330
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払費用	34,600	28,240	6,360
前受会費	446,000	526,000	△ 80,000
流動負債合計	480,600	554,240	△ 73,640
負債合計	480,600	554,240	△ 73,640
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	2,859,592	2,545,622	313,970
正味財産合計	2,859,592	2,545,622	313,970
負債及び正味財産合計	3,340,192	3,099,862	240,330

財産目録

2020年 3月31日現在

(単位:円)

日本司法福祉学会

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金預金	郵便振替(会費)	運転資金として	3,340,192
流動資産合計			3,340,192
資産合計			3,340,192
(流動負債)			
未払費用			34,600
前受会費			446,000
一般会員		2020年度会費	442,000
学生会員		2020年度会費	4,000
流動負債合計			480,600
負債合計			480,600
正味財産			2,859,592

【第3号議案】

日本司法福祉学会 2020年度活動計画（案）

【2020年度】

- ・ 2020年5月30日
第1回理事会開催（オンライン）
- ・ 2020年9月19日
第2回理事会開催
- ・ 2020年9月26日、27日
日本司法福祉学会第21回全国大会@花園大学を中止（コロナウィルスの影響のため）
代替措置として2021年2月にオンライン開催
- ・ 2020年10月10日
日本司法福祉学会総会（オンライン：10月31日〆切）
- ・ 2020年11月頃
『司法福祉学研究』20号11月頃に刊行（予定）
- ・ 2021年2月
司法福祉研究集会（オンライン開催）
- ・ 2021年2月
第3回理事会

【2021年度】

- ・ 2021年6月18～21日
アジア犯罪学会へ参加
- ・ 2021年8月21日、22日
日本司法福祉学会第21回大会（会場：花園大学で開催予定）
- ・ 2021年11月
司法福祉学会誌21号の刊行（予定）
- ・ 2022年3月
『司法福祉』（生活書院）改訂版刊行（予定）

日本司法福祉学会2020年度予算(案)

【第4号議案】

(2020年4月1日～2021年3月31日)

		科目	2019年度予算	2020年度予算案
収入の部	前年度より繰越金		2,581,811	2,859,592
	会費	2020年度会費	2,314,000	2,314,000
		過年度会費	100,000	100,000
		入会金	30,000	30,000
		合計	2,444,000	2,444,000
	その他(利息等)		200	0
合計		5,026,011	5,303,592	
支出の部	事務局費	通信費	50,000	50,000
		管理労務費	30,000	10,000
		事務委託費(国際文献社)	900,000	900,000
		HP管理費(リトルグリーブ)	96,000	260,000
		会計監査費	50,000	50,000
		合計	1,126,000	1,210,000
	会議費	理事会費	300,000	300,000
		その他会議費	50,000	50,000
		合計	350,000	350,000
	全国大会費	実行委員会補助費	300,000	300,000
	編集委員会	編集委員会費	40,000	40,000
		生活書院編集委託費	650,000	650,000
		編集通信費	100,000	100,000
		その他	10,000	10,000
		合計	800,000	800,000
	国際委員会		100,000	100,000
	総務委員会		100,000	100,000
	諸会費		100,000	40,000
	予備費		2,450,011	2,943,792
合計		5,026,011	5,303,592	

郵便振替口座のため利子なしのための減額計上

オンラインの研究集会実施のため210,000円増額計上

従来実績が日本社会福祉系学会連合の会費のみとした減額計上

【第 5 号議案】

日本司法福祉学会の規約改正

日本司法福祉学会規約第 13 条（任期）を以下のとおり改正する。

第 13 条（任期）

1. 役員の任期は 3 年とする。役員に欠員が生じたときは、その後任者を新たに選任する。その場合の後任者の任期は前任者の残任期とする。
2. 役員の再任を妨げないが、連続して 2 期までとする。ただし、役員の任期終了から 3 年を経過すれば、再度の役員就任は可能とする。

〔付則〕

本規約は 2020 年 11 月 1 日から改正施行する。

*改正前の条文

第 13 条（任期）

役員の任期は 3 年とする。ただし再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは、その後任者を新たに選任する。その場合の後任者の任期は前任者の残任期とする。

〔改正の理由〕

1. 再任は何度まで認められるのかが明確に定められていないが、これまで「連続 2 期」と解釈してきたので、それを明確にする。
2. 若い会員が理事に就任することも増えてきて、経験を積んだ後に会長としての再度の役員就任の必要性が認められる場合もある。そこで、役員を 2 期経験した後に、一定期間を経過すれば、再度の役員就任を可能とする規定を置くことが相当である

【第6号議案】

理事・監事選挙規則の全面改正

2008年8月2日制定、2012年6月1日及び2017年9月2日に改正施行した「日本司法福祉学会理事・監事選挙規則」、2008年8月2日制定、2012年6月1日に改正施行した「日本司法福祉学会理事・監事選挙細則」は廃止する。

新たに、以下のとおり「日本司法福祉学会理事・監事選挙規則」の制定を提案する。

日本司法福祉学会理事・監事選挙規則

第1条 【役員の数】

理事の数は15名、監事の数2名とする。

第2条 【選任】

理事・監事は会員の投票によって選出する。

第3条 【役員選挙の時期及び役員の任期】

1. 理事・監事選挙は、3年ごと、選挙を行う年度の4月1日から6月30日の間に行う。
2. 当選理事・監事の任期は選挙を行った年度の総会終了後から次の選挙を行った年度の総会終了までとする。

第4条 【選挙権・被選挙権】

1. 名誉会員は被選挙権を有しない。
2. 2期連続して理事・監事であった会員は被選挙権を有しない。但し、2期連続後1期以上理事・監事でない期間を経た者はその限りでない。
3. 選挙の行われる年度の入会者は選挙権、被選挙権とも有しない

第5条 【選挙管理委員会】

1. 選挙を行う年の1月10日に選挙管理委員会を構成する。
2. 選挙管理委員は被選挙権のない会員3名とし理事会が選任する。
3. 選挙管理委員のうち1名を互選により選挙管理委員長とする。
4. 選挙管理委員会の役割は次のとおりとする。
 - (1) 選挙実施の公示
 - (2) 理事・監事の候補者の立候補、推薦の受付
 - (3) 投票方法についての会員への周知
 - (4) 投票の管理
 - (5) 開票結果の会員への通知

第6条 【投票の方法】

1. 投票は書面または電磁的方法により、投票者の投票内容の秘密が守られる方法による。
2. 理事の被選挙人は立候補者、及び理事会または2名以上の会員の推薦を受けた者、監事の被選挙人は立候補者、及び2名以上の会員の推薦を受けた者とする。

3. 被選挙人が定足数か定足数に満たないときは信任投票により過半数の信任を得た者を、被選挙人が定足数を超えた場合は投票数の多い者を、当選とする。

第7条 【会長及び事務局長の選任】

会長及び事務局長は、当選した理事の互選とする。

附則

本規則は、2021年1月1日に施行する。

〔改正の理由〕

1. 今までの理事・監事の選挙は、全国大会開催中、参加した選挙権を有する会員の直接投票によって実施していた。全国大会参加者が固定化する中で、全国大会に参加しない会員にも選挙権を保障する必要がある。
2. コロナウィルス流行により、役員改選期である2021年度の全国大会の実施が危ぶまれる現状にある。現在の理事・監事選挙規則及び理事・監事選挙細則の規定では、全国大会が未開催の場合、選挙の実施ができない。この時点で、このような新しい状況に対応できる郵送または電磁的方法による選挙方法を提案する。

*改正前の理事・監事選挙規則及び理事・監事選挙細則

第1条

理事の数は15名、監事の数は2名とする。

第2条

- 1 前条の理事のうち10名は、会員の投票によって選出する。
- 2 その他の理事は、前項の選挙による当選人の協議によって選出する。
- 3 監事2名は、会員の投票によって選出する。

第3条

- 1 理事・監事の選挙は、3年ごと、研究大会の機会に、開催地において行う。
- 2 理事の選挙は、10名連記、監事の選挙は2名連記の、いずれも無記名投票によって行う。

第4条

- 1 理事の当選人は、単純得票順に上位10名とする。
- 2 監事の当選人は、理事当選者以外の中から、単純得票順に上位2名とする。
- 3 理事・監事とも、得票が同数のときは、会員歴の古い者を当選者とし、会員歴が同等の場合は、生年月日の古い者を当選者とする。

第5条

名誉会員、2期連続して理事又は監事であった会員及び細則で定める選挙資格のない会員は、被選挙権を持たないものとする。

第6条

会長は、第2条第1項の選挙による当選人の投票によって選出する。

第7条

- 1 理事に欠員が生じたときは、第2条第1項、第2項いずれで選出された理事の後任であっても、理事会において補充する。
- 2 監事に欠員が生じたときは、理事会において補充する。

附則

- 1 第1回選挙は、2009年の研究大会時に行い、研究大会終了の翌日から新理事会が発足するものとする。
- 2 第5条適用の開始時期は、第1回選挙のときとする。
- 3 2008年8月2日制定。

附則

- 1 本規則は、2012年6月1日に改正施行する。

附則

- 1 本規則は、2017年9月2日に改正施行する。

日本司法福祉学会理事・監事選挙細則

第1条

- 1 3名からなる選挙管理委員会を作る。
- 2 委員は、理事会において選出する。
- 3 選挙管理委員会は、投票を公示し、投票を管理し、開票し、当選人を会員に対して公示する。

第2条

有権者資格は、下記の条件をすべて満たす会員に限定する。

- (1) 選挙の行われる年の6月末時点で会員であること。
- (2) 選挙当日、研究大会に出席していること。
- (3) 前会計年度までに加入し、入会金及び前年度までの会費を納入していること。

第3条

選挙の行われる年の研究大会において、有選挙資格の会員名簿を出席会員に配布する。

附則

- 1 2008年8月2日制定。

附則

- 2 本細則は、2012年6月1日に改正施行する。

【第7号議案】

「日本司法福祉学会弔事規程」の制定を提案する。

本学会は、学会活動に多大な貢献をした会員の弔事に際し、学会名で弔意を表すため以下のとおり弔事に関する基準を定める。ただし、適用については遺族の意向を尊重する。

日本司法福祉学会弔事規程

第1条（範囲）

- 1 現在会に在籍する名誉会員、元会長に対しては、弔電を送る
- 2 現会長に対しては、弔電と生花（花輪もしくは花籠）を送る
- 3 その他、弔意を示すことが必要と考えられる会員・元会員については、会長の判断で、事前または事後に理事会の了承を得て、相応の弔意を表す。

第2条（費用）

電報を送る場合は 5,000 円を、生花を送る場合は 20,000 円を概ねの上限として当学会が支出する。

第3条（儀式・式典への参列）

- 1 儀式・式典等に当学会から参列者を派遣する必要があるについては、会長が判断し事前または事後に理事会の了承を得る。
- 2 参列者は交通費を学会に請求することができる。

第4条（学会誌及びホームページへの掲載）

理事会が必要と判断した場合、当該弔事について学会誌及びホームページにこれを掲載する。

第5条（遺族の意向の尊重）

本規程の実施に当たっては、遺族の意向を尊重するものとする。

付則

この規程は 2020 年 11 月 1 日から施行する。

〔制定の理由〕

学会発足後 20 年が経過し、発足と会の活動に多大な貢献のあった名誉会員等の訃報が一昨年、昨年と相次いだ。今までは、故人の葬儀への対応につきその都度、理事会で判断してきた。しかし、公平性のため規程を制定し一定の指針を定めておく必要がある。